

国立国会図書館所蔵『発禁図書函号目録』

—安寧ノ部・風俗ノ部—

大塚 奈奈絵

【解説】

1. 「禁安」「禁風」について

本稿は、『参考書誌研究』第73号に掲載した「受入後に発禁となり閲覧制限された図書に関する調査—戦前の出版法制下の旧帝国図書館における例—」¹⁾の続編である。

国立国会図書館の前身である帝国図書館では、戦前言論弾圧の法的根拠となった出版法の下、内務省により「安寧秩序紊乱」若しくは「風俗壊乱」に当たるとされて発売頒布禁止、部分削除又は次版改訂などの処分を受けた、いわゆる「発禁本（発禁図書）」を閲覧禁止本として所蔵していた。

このうち前稿では、一旦は利用に供されたものの、その後発売頒布禁止となり、所蔵資料でありながら閲覧を制限された図書「禁函」について取り上げた。

本稿では「禁安」、「禁風」と呼ばれる排架記号を持つ資料群を扱う（口絵13：73号p.28「図1. 国立国会図書館が所蔵している発禁図書等の概念図」の改訂版）。

帝国図書館が所蔵していた発売頒布禁止された図書の概要については前稿で解説したため省略するが、「禁安」は安寧秩序紊乱との理由で、「禁風」は風俗壊乱との理由で、大正12年以降に処分を受けた図書のうち、帝国図書館が内務省から受入れた副本²⁾とされる。参考文献⑤の著者の岡田によれば「大正震災の折、内務省書庫が焼失して発禁本を失ったため、当局が不穏な世情の思想調査に困惑した事例を理由に、発禁本といえども1部は上野図

1) 参考文献④

2) 大滝（参考文献①）によれば、発禁本全体の55%であると推定される。

書館に交付して厳重に保管せしめ、万一の際の用に供すべきことを説明して同省の了解を得た。爾来上野へ交付後のものはもとより、交付以前に行政処分を受けたものについても正式に上野図書館に交付されることになった。³⁾とあり、当時の帝国図書館長から内務省警保局長宛の文書やその返信も残されている⁴⁾。また、現在確認できる資料の多くには、内務省の函号や禁止年月日の書き込みがなされている他、警視庁の印（口絵9）や、まれには「正本」の書き込みがあるものもある。

この資料群については、書名や禁止年月日等を手書きした帝国図書館時代の事務用目録（口絵1～6）が残されている。この目録に部編名「安寧ノ部」、「風俗ノ部」以外のタイトル等はないが、参考文献①p.50に『発禁図書函号目録』とあるため、以下このタイトルを使用する。それによれば、帝国図書館は、受け入れた発禁本を以下のように整理した。

表1. 「禁安」「禁風」の内訳

部編名	受領年月日	函号	番号	件数
安寧ノ部	昭和12.6.17	禁安1	1～197	197
	昭和12.6.22	禁安1	198～310	113
	昭和12.7.15	禁安1	311～586	276
	昭和12.7.17	禁安1	587～778	192
	昭和14.8.16	禁安1	779～780	2
	昭和14.8.16	禁安4	781～831	51
	昭和15.8.20	禁安5	832～955	124
	昭和17.7.30	禁安7	956～1080	125
風俗ノ部	昭和12.9.15	禁風1	1～302	302
	昭和14.8.16	禁風4	303～326	24
	昭和15.8.20	禁風5	327～337	11
	昭和17.7.30	禁風7	338～359 ⁵⁾	22

3) 岡田（参考文献⑤）pp.203-204

4) 大滝、土屋（参考文献③）pp.30-31

5) 禁風7-359『野戦病院』が禁安7-1080に変更されたため、禁風7-360であった『薬化学夜話』が禁風7-359に変更されている。

大滝によれば、「禁安」の一部は戦後すぐにその解除が行われ、再整理されて、一般図書として排架されたが、残りの「禁安」と「禁風」の多くはその後も閲覧禁止のまま国立国会図書館内で保管された。その後、内務省から米国に接収された発禁図書が昭和51年以降に米国議会図書館（LC）から返還されたのと同時期に、米国からの返還分は「特501」で、その他の発禁図書は「特500」ではじまる請求記号で再整理された⁶⁾。「禁安」と「禁風」のかなりの部分は『国立国会図書館所蔵発禁図書目録 - 1945年以前-』（昭和55年刊）（参考文献⑥、以下『発禁図書目録』）で明らかにされたが、それが全容ではないことは、かねてから指摘されていた。このため、禁安1,080件、禁風359件、合計1,439件について、前述の目録の記述をできる限り復元し、資料に書き込まれた内務省の函号、『発禁図書目録』への掲載の有無等を補記した確認リストを作成した。

2. 『発禁図書函号目録』について

『発禁図書函号目録』に掲載された資料は、帝国図書館では「禁安〇-〇」「禁風〇-〇」という一連番号が付与され、この番号を記載したラベルが貼付されて（口絵10, 11）、書庫内で一般図書とは異なる場所に別置されていた。また、閲覧用目録はなく、利用者は一切閲覧ができなかった⁷⁾。

『発禁図書函号目録』には、表1のとおり、「禁安1-1」から「禁安7-1080」、「禁風1-1」から「禁風7-359」まで、ハイフン以下は通番で番号順に1,439件が記入されている。項目は、受領（月日）、書名、著编者、出版地、発行所、出版年月、表装、大小、部数、冊数、版、紙数、代價（圓、銭、厘）、門別、函號、番號、禁止年月日、備考に分かれており、備考欄には請求記号の他、LCからの発禁図書の返還準備作業が行われた昭和47年9月21日（禁安）、昭和47年10月2日（禁風）の日付とともに内務省発行の『禁止単行本目録』⁸⁾掲載の有無が鉛筆書きで記載されている（口絵3, 6）。

現在残っている『発禁図書函号目録』には、前稿で取り上げた『禁函目録』と同様に、元々の記述と考えられる黒インクの文字の他に、後に加えられたと思われる赤インクの削除線、鉛筆による請求記号等の書き込み、まれ

6) 大滝（参考文献①）p.51

7) 大滝（参考文献①）p.49

8) 参考文献⑧-⑩

には納本や購入の印が残されている他、戦後、再整理されたと思われる資料については、二重線で消されている。

3. 『発禁図書函号目録』 確認リストについて

116ページ～269ページに掲載したリストのうち、左から「備考欄」までは、『発禁図書函号目録』を元にして活字化したものである。備考欄に記載されている昭和49年の『禁止単行本目録』との照合結果は、事務用の記入であることから割愛した。そしてその右に、内務省の函号の有無、『発禁図書目録』の掲載の有無、注記、現在の請求記号及び「国立国会図書館デジタルコレクション」掲載の有無についての調査結果を補記した。

リストの各項目、記載事項及び作業途上で発見したことや検索上の留意点は、以下のとおりである。

- ・ 受領年月日：受入年月日。日付が同一の資料群の冒頭及び左ページの見出しに記載した。
- ・ 書名：サブタイトルは（ ）で囲み、シリーズタイトルは〔 〕で囲み、区別されている。
- ・ 著編者：著編者名。
- ・ 出版地：出版地。
- ・ 発行所：発行所。
- ・ 出版年：月の記載がある資料はないため、リストの項目は「出版年」とした。
- ・ 表装：和装本の場合、「和装」。それ以外は空欄とされている。
- ・ 大小：版形。「四六（版）」、「菊（版）」等で記入されている。
- ・ 冊数：冊数。
- ・ 版：版次。
- ・ 代價：「代價」の下部にある「圓」、「錢」、「厘」の数字を○円○銭と書き換えて記載した。
- ・ 函號：網掛は、赤インクの二重線で消されているもの。
- ・ 番號：網掛は、赤インクの二重線で消されているもの。
- ・ 禁止年月日：禁止年月日。
- ・ 備考：請求記号等が記入されている。鉛筆による記入は斜体で示した。
- ・ 内務省の函号：資料に記入されているものを転写した。

- ・ 国会※1：『発禁図書目録』との照合結果。掲載されているものは○、未収録は×。
- ・ 注記：
 - ・ ローカル請求記号：書誌の請求記号と異なる場所に資料を排架する場合に付与する請求記号。当該資料に請求記号の他にローカル請求記号が付与されている場合は記入した。
 - ・ 資料貼付ID：資料に個別に付与されている番号。当該資料が複本の場合は、正本と区別するため記入した。
 - ・ 目録：『発禁図書函号目録』または『発禁図書目録』の書誌記述と資料に相違がある場合、その旨記入した。
 - ・ 異なる請求記号で同本がある場合は、その旨記入した。
 - ・ NDL-OPACの書誌記述と相違がある場合、目録法による齟齬だと判断されるものを除き、その旨記入した。
- ・ 原本請求記号：2016年1月現在の当該資料の請求記号。
- ・ デジタルコレクションのURL：「国立国会図書館デジタルコレクション」のURL

※「部数」、「紙数」、「門別」は、記載がないため、リストでは割愛した。

なお、日付や版形が「ク」と記入されている場合及び前項目の繰り返しと判断される場合は、その記述を記入した。

3. 1 資料の特定について

『発禁図書函号目録』の「備考」欄の排架記号を元にNDL-OPACで検索し、該当資料の受入印⁹⁾の年月日が受領年月日と一致した場合は所蔵ありと判断して請求記号を記入した。「備考」欄に「ナシ」とあるものについては、書名等より検索し、書誌事項と受入印の年月日が一致する場合のみ所蔵ありとした。

なお、昭和12年に受け入れた資料のほとんどには、標題紙等に帝国図書館の禁安、禁風の函号が記入されている。その他に、内務省が保管していた際の函号や禁止の書き込み等があるものが多い。また、戦後閲覧禁止が解除された資料は、受入印に「受入変更」と押印し、新たな受入れ印が押されて

9) 国立国会図書館の源流である書籍館をはじめとする戦前の図書館の時代（～昭和22年12月）には、個々の資料に受入順の番号は付与されず、業務で特定する必要のある場合には、受入印・交付印の日付を代用する。

いる（口絵12）ので、これらも「禁安」「禁風」を特定する際の参考とした¹⁰⁾。

今回の調査の結果、「禁安」「禁風」合計1,439件の内、禁安図書51件、禁風図書23件を除く1,365件を確認することができた。

例えば、禁安7-1053のロスキン著 和泉久利訳『マクシム・ゴーリキー』は『発禁図書函号目録』の備考欄には「なし」と記され、『発禁図書目録』にも掲載されていないが、同じ出版社、出版年の資料を調査した結果NDL-OPACのタイトル：ロシア語対訳叢書（全5冊、原本請求記号：887.7-R72ウ）の内『マクシム・ゴーリキー』の序文に「禁安7-1053」と書き込みがあることが確認できた。

さらに、禁安1-742の徳富健次郎著『書翰十年』は、備考欄には請求記号：696-45の書き込みがあるが、提供されているデジタル画像は491-492ページと965-966ページが削除された版で閲覧禁止扱いとされた本ではない。所蔵複本を調べたところ、請求記号：696-45、ローカル請求記号：916.6-To45ウ、資料貼付ID:1200700595467が削除ページのない内務省の副本「禁安1-742」であることが分かった。不明である74件については、今後も継続して調査を行う必要があるが、特定作業は困難をきたすことが予想される。

その理由として、『発禁図書函号目録』と現在のNDL-OPACの書誌の採り方の違い、再整理による請求記号の変更等がある。内務省からの文書によれば目録を作成することに加え「当局ノ要求アルトキハタダチニ提出スルコト」を条件に移管されたため¹¹⁾、移管後に内務省に戻された資料があった可能性があること、帝国図書館ではすべての資料を永久保存したわけではないこと¹²⁾等から、何らかの理由で失われた資料があった可能性も否めない。また、版が異なる資料まで複本として整理されている場合もあること。加えて、正本と複本がある場合、デジタル化されるのは1部のみで、他の資料はデジタル化されないため、それらの資料を確認するためには現物確認する必要があるが、帝国図書館旧蔵資料の多くが、関西館の書庫に配置されている現在、デジタル化されていない何冊もの資料のうちのどれが旧閲覧禁止本で

10) 禁安は昭和12.7.17（通番778）のものまで「移管」の受入印が押され、昭和14.8.16（通番779）以降のものは納本の受入印が押されている。禁風は、昭和12.9.15（通番302）まで「移管」の受入印が、昭和14.8.16（通番302）以降のものには納本の受入印が押されている。

11) 大滝、土屋（参考文献③）pp.30-31

12) 鈴木（参考文献⑦）pp.23-24

あったかを特定するのは非常に時間がかかることが挙げられる。

3. 2 戦後の閲覧禁止の解除と再整理等の状況

前述のように、「禁安」の一部は戦後すぐに閲覧禁止の解除が行われ、再整理されて一般図書の中に排架されたが、「禁風」の多くはその後米国からの返還作業が開始された昭和51年頃まで閲覧禁止のまま置かれたと言われている。『発禁図書函号目録』で赤の二重の取り消し線で消されている資料が終戦後に閲覧禁止が解除された図書に相当すると思われる。また、受入変更手続の印（口絵12）を参考にすると、閲覧禁止の解除は終戦後の昭和21年の春頃に行われたと考えられる。

表2は、『発禁図書函号目録』の復元リストに掲載された資料を、解除されたと思われる二重の取り消し線がある資料とそうでないものに分け、所蔵調査の結果をもとに集計したものである。

表2. 戦後の閲覧禁止の解除と再整理等の状況

	禁安		禁風		計 (件)
	解除	その他*	解除	その他*	
旧函架甲部に繰り入れられたもの	116	0	15	1	132
旧函架乙部に繰り入れられたもの	1	17	0	1	19
洋図書に繰り入れられたもの	3	0	0	0	3
雑誌・新聞等に繰り入れられたもの	4	0	0	0	4
支部上野図書館でNDC6版により再整理されたもの (㊟)	248	0	18	1	267
帝国図書館旧蔵発禁図書 (特500) として再整理されたもの	6	633	0	300	939
米国から返還された内務省正本 (特501) の複本として整理されたもの	0	1	0	0	1
今回所蔵を確認できなかったもの	38	13	7	16	74
計	416	664	40	319	1439
	1080		359		

*解除されずに戦後も閲覧が禁止扱いとされていたもの

これによれば、「禁安」図書の約4割、「禁風」図書の約1割が戦後閲覧禁止を解除されて一般図書に繰り入れられ、同本や複本等があった場合は帝国図書館の函架番号に、そうでない場合は設立直後の国立国会図書館の支部上野図書館でNDC6版により再整理された。その後も解除された図書があった

のかは不明であるが、昭和51年頃まで閲覧禁止措置が継続された図書は請求記号の先頭に「特500」を付けて整理され、容易に利用できるようになっている。

3. 3 『発禁図書目録』への収録状況

『発禁図書番号目録』の復元リストをもとに、『発禁図書目録』との照合を行った結果、禁安図書のうち111件（うち不明42件）、禁風図書のうち26件（うち不明16件）が掲載されていない。不明本を除くと、今回の調査で、利用可能な発禁図書79件を新たに特定できたことになる。前述のように、現時点で請求記号が不明のものについて、可能性のある複本をすべて調査することは難しいが、今後の調査の継続が望まれる。

<参考文献>

- ① 大滝則忠「戦前期出版警察法制下の図書館—その閲覧禁止本についての歴史的素描—」『参考書誌研究』2号, 1971.1, pp.39-53
- ② 大滝則忠「図書館と読む自由」塩見昇他編『知る自由の保障と図書館』京都大学図書館情報学研究会, 2006.12, pp.165-242
- ③ 大滝則忠、土屋恵司「帝国図書館文書にみる戦前期出版警察法制の側面」『参考書誌研究』12号, 1976.3, pp.14-32
- ④ 大塚奈奈絵「受入後に発禁となり閲覧制限された図書に関する調査—戦前の出版法制下旧帝国図書館における例—」『参考書誌研究』73号, 2010.11, pp.27-53, 口絵pp.1-12
- ⑤ 岡田温「旧上野図書館の収書方針とその蔵書」『図書館研究シリーズ』5号, 1961.12, pp.199-212
- ⑥ 国立国会図書館収集整理部編『国立国会図書館所蔵発禁図書目録：1945年以前』国立国会図書館, 1980.
- ⑦ 鈴木宏宗「国立国会図書館の和図書」『国立国会図書館月報』600号, 2011.3, pp.20-29
- ⑧ 内務省警保局編『禁止単行本目録：出版警察資料』〔1〕（自明治21年至昭和9年）（発禁本関係資料集成第1輯）湖北社, 1976.
- ⑨ 内務省警保局編『禁止単行本目録』2（昭和10-16年）（発禁本関係資料集成第2輯）湖北社, 1976.
- ⑩ 内務省警保局編『禁止単行本目録：昭和10年-18年』国立国会図書館, [19-].

（おおつかななえ 総務部）